

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例について

「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成13年12月公布)が平成14年9月から施行されました。

条例のポイント

「特定希少野生動植物」の指定

絶滅のおそれがあり特に保護が必要な種として指定された「特定希少野生動植物」の捕獲等は禁止されます。(学術研究、繁殖、保護のための移動・移植などの目的で許可を得た場合を除く。)

「自然生態系保全地域」の指定

希少野生動植物の保護と自然生態系を守るために重要な地域は、「自然生態系保全地域」に指定します。
地域内における工作物の設置などの一定の行為は、許可や届出が必要となります。

「保護管理事業」の推進

特定希少野生動植物の繁殖や生息・生育環境づくりのための事業を進めます。

罰則

特定希少野生動植物の無許可による捕獲など、条例に違反した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることがあります。

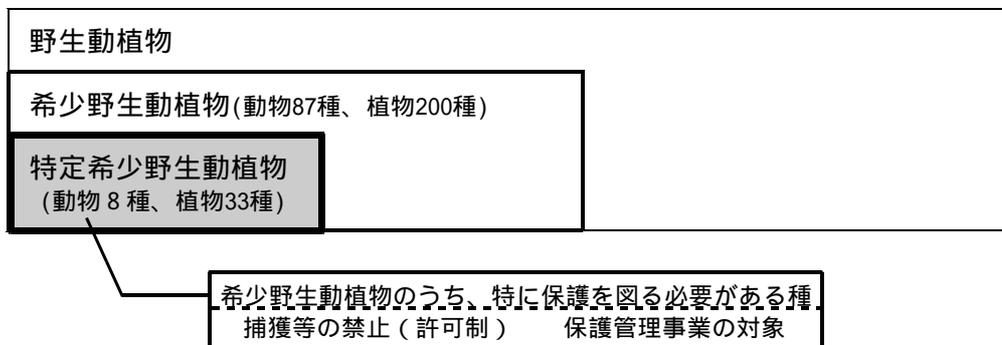


コアジサシ



サクラソウ

《種(個体)の保護》



《生息地等の保全》

